

**「全県域污水適正処理構想見直し（案）」に関する  
パブリックコメントの結果について**

意見の募集期間            令和4年1月11日（火）から令和4年2月10日（木）まで  
 意見を提出された方       1名  
 意見の件数                 5件

**●汚水処理方法について**

意見の概要	No.1	今回の構想案は、下水道整備に係る時間や、経済性、整備した後の経営収支を考慮して、下水道による処理より個人設置の合併処理浄化槽による整備を推進される計画とされており、大いに評価いたします。
町の考え方	今回の構想見直し（案）は、下水道の整備と合併処理浄化槽の整備によって汚水処理人口普及率 95%を可能な限り早期に達成できることを基本方針としております。これまでの計画通り公共下水道の整備を行うと、市街化調整区域の整備開始時期が令和 35 年度以降となり、全域の下水道整備完了が令和 84 年度頃となる見込みです。したがって、市街化調整区域は、下水道計画区域から合併処理浄化槽区域に変更し、汚水処理施設の早期概成に努めます。	

**●助成制度の充実について**

意見の概要	No.2	汚水処理施設の整備費用については、下水道事業では国の助成率が 1/2 ですが、同じ汚水処理施設でありながら、個人設置の合併処理浄化槽では 1/3 しか助成されません。また、助成対象の浄化槽設置補助事業の計画基数も、貴町の計画では 2021 年度は 44 基分しかありません。
町の考え方	本町では、下水道事業計画区域内や新築・改築などの場合を除き、一般家庭において単独浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽へ転換される場合に、設置工事費用の一部に対して補助金を交付しております。その他の施策については、今後の設置状況の推移や国・他市町の動向を注視し、必要に応じて検討をしていきます。また、助成対象の浄化槽設置補助事業の計画基数については、2020 年度は 5 基分でしたが、2021 年度は 44 基分へ増加したところです。	

## ●合併処理浄化槽への転換促進について

意見の概要	No.3	2020年度現況の個別処理区域内の未整備人口は7,325人もいますので、その早期解消に向け、合併処理浄化槽設置補助事業の予算額を拡充するなど、計画的に合併処理浄化槽の普及促進を図ってください。
町の考え方	本町では、下水道事業計画区域内や新築・改築などの場合を除き、一般家庭において単独浄化槽または汲み取り便所から合併処理浄化槽へ転換される場合に、設置工事費用の一部に対して補助金を交付しております。助成対象の浄化槽設置補助事業の計画基数を5基分(2020年度)から44基分(2021年度)へ増加したことに伴い、予算額も拡充したところです。今後も、合併処理浄化槽への転換を促進していきます。	

## ●浄化槽の維持管理について

意見の概要	No.4	設置補助事業により交付される補助金の適正執行の観点から、浄化槽法で定める維持管理（保守点検、清掃及び法定検査）の契約の義務付けを行うなど、維持管理の徹底が図られるような施策を講じてください。
町の考え方	浄化槽は浄化槽法に定められた保守点検と清掃をしなければなりません。町のホームページでも、保守点検は、県で登録を受けた浄化槽保守点検業者で、清掃は、町が許可した浄化槽清掃業者で行っていただくようお願いしております。今後も、合併処理浄化槽の維持管理が徹底されるように努めていきます。	

## ●汚水処理費の負担の公平化について

意見の概要	No.5	<p>「下水道」の管理者は公共団体、「浄化槽」の管理者は一般家庭と、同一市内で、下水道を使用している世帯と浄化槽を使用している世帯との間で行政サービスに大きな格差が認められます。下水道の維持管理は、税金からなる一般会計からの補助金で運営されています。</p> <p>一方で、浄化槽の世帯では、維持管理（保守点検、清掃及び法定検査）の費用を、全額個人で負担されています。</p> <p>合併処理浄化槽の普及促進のために、この負担について、下水道接続世帯との格差をなくすための助成制度を創設するなど、世帯間の負担の公平化を図る施策を講じてください。</p>
町の考え方	下水道については、管渠の維持管理、汚水の浄化及び汚泥処理のための費用を下水道使用料として、使用者個人に負担していただいております。また、浄化槽についても、同様に維持管理費を使用者個人に負担していただいております。そのため、維持管理費に関しては、それぞれに負担していただいておりますので、大きな格差はないと考えております。	